

1. 就労継続支援A型・B型事業所などの障害者総合支援法に基づく事業所の減収に対する適正な補填をすること
2. 訓練等給付費を日払いでなく月単位で一定額の補助金を支払う月額払い制度へ変更すること

(答)

1 今般の新型コロナウイルスへの対応に当たっては就労継続支援A型・B型事業所などの障害福祉サービス事業所への影響もできる限り小さくしていくことが重要と考えています。

2 障害福祉サービス等報酬については、利用者が多様なサービスを組み合わせて利用することができるよう日払い方式としていることから、今般の新型コロナウイルスの影響により障害福祉サービスの利用日数が減少することで、事業所の減収に繋がるおそれがあります。

3 このため、就労継続支援A型・B型を含めた障害福祉サービスでは、都道府県等から要請を受けて事業所が休業している場合等において、利用者の居宅等でできる限りのサービスを提供したと市町村が認める場合には、特例として、報酬の算定を可能とし、安定的な事業運営を支援しています。

